

会議録

会議の名称	令和元年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	令和元年8月5日(月)10時00分から12時05分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>委員：横道清孝委員長 原田久副委員長 伊藤俊介委員 鈴木文彦委員 池添弘邦委員 岸本恒久委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員</p> <p>事務局：飯島企画部長 栗田企画政策課長 直井企画部主幹 近藤企画政策課主査 坂庭企画政策課主査 鈴木企画政策課主任 佐藤企画政策課主事 小林企画政策課主事</p> <p>所管課：小林高齢者支援課長 倉本高齢者支援課長補佐 福井高齢者支援 課高齢者サービス係主任 須藤高齢者支援課高齢者サービス係主 事 橋環境保全課長 石部環境保全課環境保全係長 森谷教育企画課長 大谷学校運営課長 根岸教育企画課学務係長</p>
欠席者	なし
議題	<p>1 事務事業評価(外部評価)の実施方法について</p> <p>2 事務事業評価(外部評価)の事業説明について(2事業)</p> <p>3 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について</p> <p>4 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 事務事業評価(外部評価)の実施方法について</p> <p>資料2 事務事業評価シート(高齢者配食サービス事業)</p> <p>資料3 事務事業評価シート環境(学習推進事業(環境フェスティバル))</p> <p>資料4 学校施設の適正規模・適正配置について</p> <p>参考資料1 公共施設等総合管理計画(抜粋)</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、令和元年度第2回行財政改革推進委員会を開催いたします。</p>	

議題に入る前に、事務局から報告があります。

○事務局：

本日の委員会でございますが、委員定数8名のうち、出席者8名で定足数を満たしておりますので、本委員会の成立をご報告いたします。

議題1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について

○横道委員長：

それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料1に沿って説明》

○横道委員長：

事務事業評価（外部評価）の実施方法について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岸本委員：

評価による結果は、職員の人件費へ影響するのでしょうか。

○事務局：

職員全体に関わる人件費につきましては、事務事業評価とは別に、定員管理計画に基づき、適正化を図っております。給与体系についても独自のものから東京都のものと合わせるよう見直ししてまいりました。

事務事業評価における効果としては、事業内容の見直しによる経費削減や、事務効率化による職員負担の軽減です。

○池添委員：

外部評価で2事業のみを評価対象とした理由と、選定理由を教えてください。

○事務局：

本委員会の時間的な制約もあることから、庁内組織である事務事業評価適正化委員会において、事業費の規模や外部委員の知見による事業の再構築等の観点から選定し、外部評価対象事業とさせていただきます。

○池添委員：

透明性の確保という観点からも、選定に関する資料をご提供いただきたいと思います。

○横道委員長：

事務事業評価の評価プロセスにおける外部評価の位置づけとしては、これまでの事業内容を大きく見直しするべきものに対して、参考意見として供するものです。

今回の外部評価では、二次評価において「抜本的見直し」となった9事業のうち、2事業が選定されており、他にも「廃止」の評価となった事業も3事業あります。それら

が外部評価の対象とならなかった理由についても伺いたいので、資料の提供をお願いします。

○原田副委員長：
外部評価に諮る意図についても明らかにしていただきたいと思います。

○事務局：
次回の委員会にて追加資料を提出いたします。

○横道委員長：
他ご質問、ご意見等ないようですので、次の議題に入ります。

議題2 事務事業評価（外部評価）の事業説明について

○横道委員長：
それでは議題2の事務事業評価（外部評価）の対象事業のうち、高齢者配食サービス事業について、所管課から説明をお願いします。

○高齢者支援課：《資料2に沿って説明》

○横道委員長：
高齢者配食サービス事業について、所管課から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○池添委員：
まず、事業概要に訪問調査とありますが、その実施主体と実施内容、また配食サービスを受ける認定基準や認定者について教えてください。

次に、ご説明の中で、身体能力と認知度を考慮に入れるとのことでしたが、事業の目的である「孤独感の解消」との関連性はあるのでしょうか。

最後に、配食の頻度と利用者負担額の妥当性について伺います。頻度については、一日1食昼食のみとのことですが、夕食については必要ないのでしょうか。

○高齢者支援課：
まず、訪問調査については、包括支援センターの職員が申請者のご自宅に訪問し、高齢者支援課が作成したサービス調査票を基に、ご本人の生活状況等を調査します。その調査結果に基づき、市がサービスの必要性を判断しています。

○牧野委員：
収入要件はあるのでしょうか。

○高齢者支援課：
ありません。

- 岸本委員：
介護度の区分による要件はあるのでしょうか。
- 高齢者支援課：
介護度は直接的な要件に含まれておりませんが、訪問調査において、寝たきりであるかや、認知度に関する項目があり、実態として介護度との関連性はあります。
また、外出が困難な方が多く利用されていることから、配達員が話しかけることで、孤独感の解消にも一定程度効果があるものと考えております。
配食頻度につきましては、他の自治体では、夕食も実施するところもあるため、今後の事業見直しの際に、料金と併せて検証してまいりたいと思います。
- 渡辺委員：
サービスを利用されている方の中には、1食分の量が多く、半分残して夜に食べている方もいらっしゃるようです。
- 横道委員長：
この制度を利用するには、ご本人からの申請が必要なのでしょうか。
- 高齢者支援課：
申請が必要ですが、ご本人の意思によるものよりも、ご家族やケアマネージャーに勧められて申し込まれる方がほとんどです。
- 鈴木委員：
1食あたりの配食委託料が822円とありますが、その経費の内訳と、委託料の積算方法を教えてください。
- 高齢者支援課：
委託料の積算方法につきましては、822円に配食数を乗じた金額となっております。
- 伊藤委員：
事業環境等において、「民間やNPO等においても同様なサービスを実施している」とありますが、利用者全体の中で、市のサービスを利用されている方がどの程度いらっしゃるのでしょうか。
- 高齢者支援課：
全体の利用者を図る調査を行っていないため、わかりません。
- 伊藤委員：
意見になりますが、今後の事業の見直しにあたり、民間企業等が提供するサービスとの比較や利用者の分析が必要であると考えます。
- 原田副委員長：
財源にある東京都からの補助金について、その交付要綱等にサービス内容に関する詳細な要件が定まっているのでしょうか。また、この補助金は今後も交付される見込みは

あるのでしょうか。

○高齢者支援課：

現時点で、来年度の補助内容に変更があるとの連絡は東京都から受けておりません。また、この補助金は、西東京市が行う様々なサービスに対して、一括して支払われる包括的な補助制度であり、配食サービスは対象事業の一部になります。

○横道委員長：

補助率はどの程度でしょうか。

○高齢者支援課：

補助対象経費から利用者負担金等の収入を控除し、その控除後の金額のおよそ2分の1です。

○原田副委員長：

今後、仮にこの補助金の交付がなくなった場合は、事業を廃止することになるのでしょうか。

○高齢者支援課：

利用者が相当数おり、突然廃止することは難しいと考えております。

○横道委員長：

昨年度、配食数が減少した理由は何でしょうか。

○高齢者支援課：

一因として、配食数が減少した一方で利用者数は増加しているため、週ごとの利用回数が減ったことが考えられます。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(高齢者支援課退席)

○横道委員長：

それでは、高齢者配食サービスについて、意見交換に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○岸本委員：

1食当たりの費用が高額であると思います。配食以外の安否確認等のサービスにコストがかかるということであれば、他市と共同で事業を実施したり、安否確認はケアマネージャーが対応したりして他の事業で賄い、配食事業に特化するなど、コストを抑える取組が必要であると考えます。

○池添委員：

民間企業や NPO においても安否確認を含めた配食サービスを提供しており、行政と連携する仕組みを構築することも考えられます。

まずは、比較対象である民間企業や NPO の実態把握が必要であると考えます。

○原田副委員長：

民間事業者の実施状況については、5年に1度の業者選定の際に応募してきた事業者に限っては、調査されていると考えられますが、現時点での状況とは齟齬がある可能性があります。

また、5つの事業者に委託して事業を実施しているところを推察するに、戸別に配食するという細やかなサービスを大規模な事業者が担うことが難しいのではないかと考えますが、実態が明らかでないため、判断しかねます。

○牧野委員：

民間事業者のサービス内容を把握することは、行政を利用するメリットや、事業の必要性を判断するためにも必要です。

○伊藤委員：

本事業はある種インフラとしての役割を担っているため、仮に廃止した場合に、代替のサービスが十分にあるかを把握しておく必要があります。

○鈴木委員：

まずは、業者選定の際の募集要項や仕様書、東京都の補助要綱等の追加資料の提供を求めます。

意見としては、東京都からの補助があり、受益者の全額負担が難しいのであれば、廃止となった場合のインパクトが大きくなることを考慮し、抜本的見直しが妥当であると考えます。

また、事業の見直しにあたっては、民間企業への包括的な委託等についても検討していただきたいと思います。

○原田副委員長：

東京都から補助が出ている以上は、行政が継続すべきと考えます。コスト削減の方策は検討可能ですが、セーフティーネットの機能を持つ事業を廃止することはハレーションが大きいと思います。

○横道委員長：

論点を整理すると、一つ目はコストが高額ではないかということ、二つ目は今後高齢者の増加が見込まれるが、東京都は引き続き補助してくれるのかということ、三点目は民間企業に包括的に委託した場合に、東京都の補助が得られるのかということではないでしょうか。

○事務局：

都内26市の状況を比較しますと、高齢者比率に大きな違いがないにも関わらず、対象者数にばらつきがあり、認定要件に差異があるものと思われれます。また、一食当たり

の経費につきましても、他市と比較するとやや高額であるといった状況です。

○横道委員長：

次回会議においては、事業者選定の募集要綱と東京都の補助要綱などの資料提供を求めます。

○事務局：

承知いたしました。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。特になければ、以上で高齢者配食サービス事業についての意見交換を終わります。

続いて、環境学習推進事業（環境フェスティバル）について所管課から説明をお願いします。

○環境保全課：《資料3に沿って説明》

○横道委員長：

環境学習推進事業（環境フェスティバル）について、所管課から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○池添委員：

質問が3点ございます。まず、事業の目的において、「市民の環境意識を深め、自主的な環境保全活動への参加を促進し～（以下略）」とありますが、環境啓発イベントを実施することにより、市民の自主的な環境保全行動にどのようにつながっていると評価あるいは試算されているのでしょうか。

次に、事業環境等の代替・類似サービスの有無に記載の「アースデー」の具体的な内容を教えてください。

最後に、環境フェスティバルのチラシの経費を教えてください。

○環境保全課：

まず、環境フェスティバルにおいて、スタンプラリーやクイズを通した環境保全に関する知識を習得していただけるようなブースを設けており、市民の皆様の環境保全意識を見直していただくきっかけ作りとして結びついているものと考えております。

○池添委員：

それでは、市民の皆様の行動変化によって、例えばプラスチックごみの削減量や、回収率の変化などの具体的な効果は不明ということでしょうか。

○環境保全課：

環境フェスティバルによる効果を図る指標はございません。

次に、アースデーにつきましては、環境について考えるきっかけ作りを目的に、様々な市民団体・企業等が共同で実行委員会を組織し、開催するお祭りになります。環境フェスティバルとは別のイベントになりますが、集客効果を見込んで、同日・同会場にて

開催されています。

最後に、チラシにかかった経費は約 45,000 円です。約 11,000 枚発行し、各小学校に配布しました。

○岸本委員：

本事業は、取組の成果を収めることが困難なものであると思います。

また、コスト削減という観点で、例えばネーミングライツなど民間企業との連携によるイベントの開催などは検討されているのでしょうか。

○環境保全課：

現在のところ検討しておりません。

○牧野委員：

出展者から出展料などは徴収しているのでしょうか。

○環境保全課：

出展料などはいただいております。

○渡辺委員：

市民まつりの内容と類似する部分が見受けられますが、同日開催はできないのでしょうか。

○環境保全課：

市民まつりにつきましては、出展できるブースに限りがあり、同日開催は難しいと考えております。

○鈴木委員：

現在指定管理者制度を用いて、民間事業者が公園の管理をされていますが、本事業についても指定管理者が実施することはできるのではないのでしょうか。

公園事業の一環として、指定管理者ができること・できないことを明らかにした上で、どのような枠組みであれば実施できるかを模索していくことが建設的であると考えます。

○事務局：

ご指摘のとおり、当市では公園事業において指定管理者制度を導入しており、本事業の会場である西東京いこいの森公園についても、その管理対象となっていることから、事業者を開催を依頼することも検討の余地があります。所管するみどり公園課と協議し、次回の委員会において検討結果をお伝えしたいと思います。

○伊藤委員：

委託料の内訳を教えてください。

○環境保全課：

主に、出展ブースの設営、当日警備、来場者のカウントに係る費用になります。ま

た、一部のブースにおける運営についても委託しております。

○横道委員長：

その他のブースを運営しているのはどなたでしょうか。

○環境保全課：

出展者、もしくは環境保全課で運営しております。

○事務局：

出展ブースの増加に伴い、設営などの委託料が増加傾向にあります。

○横道委員長：

アースデーと市は直接的な関連はないのでしょうか。

○事務局：

市はアースデーに対して後援するのみであり、実務的な役割は担っておりません。

○原田副委員長：

本事業を仮に廃止した場合に、どのような影響があるのでしょうか。

○環境保全課：

いこいの森公園での環境保全に関する啓発活動の場がなくなってしまうますが、例えば猫の譲渡会などは他のイベント等でも行われており、代替えはあるものと考えます。

○伊藤委員：

市内の学校に出向いて講座を実施するなど、学校に向けた取組は何かされているのでしょうか。

○環境保全課：

「西東京市の環境」という副読本を作成し、小学校4年生に配布しております。

○伊藤委員：

意見になりますが、本を読んでもらうだけでなく、半分遊びを交えながら啓発につなげる方法もあるかと思しますので、教育の場にもアプローチしていただきたいと思ます。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(環境保全課退席)

○横道委員長：

それでは、環境学習推進事業（環境フェスティバル）について、意見交換に入りま

す。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員：

西東京市の公園事業に関する指定管理者制度を用いた取組は、事業者自主事業を認め、利用料金を収入とさせるなど、コスト削減とサービス向上を目指した先進的な手法で行われています。本事業についても、事業者が実施する事業の一環とすることができるのではないのでしょうか。

○事務局：

ご指摘のとおり、次期指定管理者の公募にあたっては、本事業に限らず、各課が公園を利用して主催する事業についても、事業者が実施できるのか検証する余地があるものと考えます。

○鈴木委員：

仮に、事業の包括的な委託が難しくても、出展料の徴収やネーミングライツなど市が収入を得られる仕組みを構築すべきだと思います。

○事務局：

集客のため、スーパーボールすくいなどを実施していますが、市民まつりとの差異化や事業効果を図ることが難しい中で、事業の本来の目的に沿う事業のあり方を検討することも必要であると考えます。

○原田副委員長：

事業費削減という効果を考慮すると、指定管理者に実施してもらおうという可能性もありますが、約400万円という少額な事業費の規模や環境保全課職員のモチベーション、各団体とのつながりを重視するといった点を考慮すると、継続するという選択も考えられます。継続するとなると、どの程度経費を削減できるかではないのでしょうか。

○事務局：

実態として、年々規模が大きくなっており、当日の運営にあたる職員が環境保全課のみならず、みどり環境部総員で対応しており、事業費に表れていない人件費の増加も課題になっております。

○鈴木委員：

集客が見込めるのであれば、民間企業にフードカーなどを出していただき、収益の一部を市へ納めることとすれば、市が負担する事業費を抑えられるのではないのでしょうか。

○横道委員長：

職員負担を考えると、負担軽減につながる取組も必要であると考えます。

○伊藤委員：

啓発を主旨とする事業は効果が見えにくいものです。加えて、環境に配慮した製品を紹介する企業フェアにならないように実施できるのは行政やアースデーのような主体に

なるため、事業目的は理解できます。実施手法を工夫し、本事業の主旨をより前面に押し出す方向性も検討していただきたいと思います。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、以上で全事業についての意見交換を終わります。

次回の委員会では、それぞれの事業についての外部評価を実施しますので、よろしくお願いたします。

議題3 学校施設の適正規模・適正配置について

○横道委員長：

議題3について、所管課から説明をお願いします。

○教育企画課：《資料4に沿って説明》

○横道委員長：

「学校施設の適正規模・適正配置」について、所管課より報告をいただきました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○伊藤委員：

対象となる学校の具体的な想定はありますか。

○教育企画課：

今後、施設の配置や児童生徒推計を踏まえた検討を行うこととなりますが、現時点では具体的な想定は持っていません。

○伊藤委員：

他自治体では、全体のバランスという視点から適正規模・適正配置を検討する方法と、規模の大小の特色を活かして選択性を持たせる方法、2パターンに大別されると思いますが、西東京市ではどちらを目指していますか。

○教育企画課：

公共施設の削減目標や総量抑制の視点も踏まえ、全体的なバランスを踏まえて検討していきたいと考えています。

○事務局：

平成26年度末に泉小学校が閉校となった事例がありますが、当時周辺にある4校がすべて小規模である中でも突出して児童が少ない環境でした。生徒の健全な競争性といった教育環境の観点から議論し、閉校という結論に至ったという経緯があります。

○伊藤委員：

施設面積の視点から、学級数や教室数も含めた学校施設の規模を検討するにあたっては、授業のやり方や特別教室の利用頻度も加味して、利用実態に即した議論が必要であ

ると考えます。

○岸本委員：

泉小学校の事例について、統廃合によってどのような影響がありましたか。

○教育企画課：

閉校に伴って周辺の小学校に編入になったことにより、学校までの距離が遠くなった方もいらっしゃると思います。一方で、単学級だった泉小学校の児童が、編入先の学校で複数学級の環境に触れることにより、児童同士の交流等が活発になったのではないかと考えています。

○事務局：

当時、近隣校である住吉小学校を指定校として、泉小学校の生徒を編入する想定をしていましたが、児童の意向や学校までの距離感、家庭の事情などを考慮し、周辺3校に編入を可能とした経緯があります。

その結果として、保谷小学校の児童数が激増し、学童等の関連する公共施設も不足してしまいました。今回の適正規模・適正配置の検討にあたっては、こういった事例から得られた課題を踏まえた検討をする必要はあると考えています。

○岸本委員：

現在、（仮称）第10中学校とひばりが丘中学校について、移転に伴って学校までの距離など、過去の事例でも課題となった点への対応はどのように考えていますか。

○教育企画課：

学区域については、生徒数が急増しないように調整が必要と考えています。

○事務局：

ひばりが丘中学校の学区域を見直し、（仮称）第10中学校と田無第二中学校を選択できるようにする方向で進んでいますが、そのことによって極端に学校まで遠くなることはないと考えています。

○岸本委員：

生徒にとっては感心事になると思うが、検討にあたって工夫している点等がありますか。

○教育企画課：

学校選択制度に基づいて、希望する中学校への入学に向けて、生徒の意向は可能な範囲で反映できるよう調整しています。

中学校区域の見直しについては、地域協議会を立ち上げ、学校までの距離感や教育のあり方等、地域の方や学校の意見を伺いつつ、生徒が安定した学校生活を送れるよう、市民説明会を通じた丁寧な情報提供を行っています。

○原田委員：

仮に特定の学校を統廃合すると決定した場合、実際に動き出すまでどの程度時間が必

要ですか。

○教育企画課：

泉小学校の場合は3年程度でした。

○事務局：

泉小学校の閉校にあたっては、周辺の保谷小学校、住吉小学校、本町小学校を一体としてとらえ、地域としての児童の数が減少していく中で、今後この4校の規模が縮小していくという想定の下、検討の結果として泉小学校が対象になったという経緯があります。

○原田委員：

懇談会のメンバーは学校の代表者や関係者が中心となっていますが、様々な声がある中で多様な意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。学校施設の配置を考える上で、現時点での視点も大切ですが、数十年後の未来を見据えた将来的な展望も持った上での検討をお願いします。

一方で、学校に愛着を持っている方がいらっしゃることもまた事実であるため、そういった思い出を持った人たちと、これから生まれてくる子供たちのこと、双方を考慮した発言や議論をしてほしいと思います。

○教育企画課：

泉小学校の際にも学校の思い出を残したいという意向があり、卒業制作などを展示するメモリアルルームを作ったほか、公園として整備する跡地には記念碑の建設を計画しています。

○事務局：

懇談会は学校関係者の視点からの議論を、行財政改革推進委員会では長期展望などの異なる視点からの議論を行い、相互に異なる立場から議論を発展させていきたいと考えています。

○鈴木委員：

学校施設は図書館や公民館、スポーツ施設や講堂など、他の公共施設が持つ機能を包括的に内包しているという特徴があります。この特徴を生かし、学校施設を減らさずとも、公共施設の削減目標を達成できるような取組ができないかを検討することは一考の余地があると考えます。一方で、保安上の課題や財政的な制約などの課題に対して、どういった対応ができるかについても議論の必要があると思います。

○池添委員：

現時点での考え方が抽象的な印象を受けました。具体的な適正規模・適正配置のイメージ案はありますか。

○教育企画課：

国では12から18学級が適正な規模であるという指標はあるものの、各校の実情によってこの部分は変わってくると考えています。2学級以上は確保していくという考え方の

中で、学校として特別教室や少人数学級などがどの程度必要なのかも含め、市民の方からの意見も交えつつ、今後検討します。

○池添委員：

発達障害等の観点も踏まえて、検討を進めていただくようお願いします。

○横道委員長：

本日の委員会での議論を踏まえ、今後の進め方や課題の整理を図っていただくようお願いします。

議題4 その他連絡事項

○横道委員長：

議題4「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局：

次回の委員会の開催日程については、8月21日を予定しております。次回の委員会では、事務事業評価（外部評価）について議題とさせていただきます。

○横道委員長：

委員の皆様から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、令和元年度2回行財政改革推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

《閉会》